

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 10 月 19 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600297 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600158 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年6月30日の標準賞与額を4万5,000円、同年12月16日の標準賞与額を7万9,000円、平成18年6月28日の標準賞与額を14万7,000円、平成19年6月29日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日及び平成19年6月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日及び平成19年6月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月16日
③ 平成18年6月28日
④ 平成19年6月29日

A社の被保険者期間のうち、請求期間①から④までの賞与が厚生年金保険の記録にない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、株式会社B銀行C支店から提出された預金取引明細表、複数の同僚から提出された給与（賞与）支給明細書（以下「賞与関連資料」という。）及び請求者から提出された源泉徴収票から判断すると、請求期間①に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

請求期間②及び③について、請求者から提出された当該請求期間の給与（賞与）支給明細書

及び賞与関連資料により、請求者は請求期間②及び③に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、賞与関連資料及び請求者から提出された源泉徴収票から推認できる保険料控除額から、請求期間②及び③に係る標準賞与額については、請求者から提出された当該請求期間の給与（賞与）支給明細書及び賞与関連資料から確認できる保険料控除額から、請求期間①の標準賞与額を4万5,000円、請求期間②の標準賞与額を7万9,000円、請求期間③の標準賞与額を14万7,000円とすることが妥当である。

請求期間④について、請求者から提出された当該請求期間の給与（賞与）支給明細書により、請求者は事業主より賞与が支給され、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間④に係る標準賞与額については、請求者から提出された当該請求期間の給与（賞与）支給明細書で確認できる賞与支給額から、17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答はなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600287 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600159 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から同年 9 月 5 日まで

私は、昭和 40 年 6 月に B 事業所に入社し、その後、A 社が設立されたので、当時の総務部長から A 社に異動してほしいと話があり、退職願を出した覚えはないが、昭和 41 年 4 月 30 日に B 事業所を退職し、昭和 41 年 5 月 1 日に A 社に新規採用として入社した。B 事業所から A 社へは切れ目なく勤務していた。ところが、年金事務所のお知らせを見ると、昭和 41 年 5 月 1 日から同年 9 月 5 日までの厚生年金保険の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述により、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社は、当該事業所の履歴事項全部証明書並びに請求者及び元同僚の陳述から、料理飲食業を行っていた事業所と認められるが、請求期間当時、料理飲食業を行う事業所は都道府県知事の認可を受けないと厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 6 条第 2 項に規定する適用事業所（任意包括適用事業所）となることができないところ、オンライン記録及び事業所番号等索引簿により、当該事業所は昭和 41 年 9 月 5 日に任意包括適用事業所となっていることが確認できる。このことについて、日本年金機構 C 事務センターに確認したところ、A 社の実態を確認した上で加入手続を行ったと推測されると回答していることから、請求期間において、当該事業所は、強制適用事業所に当たらず、請求者は、厚生年金保険被保険者となることはできない。

また、A 社の厚生年金保険の適用事業所として継承している D 社に確認したところ、請求期間当時の厚生年金保険に関する書類は所持していないとの回答があり、請求者の当該請求期間に係る厚生年金保険の加入状況等について確認することはできない。

さらに、請求者は、請求期間に係る給料支払明細書等の資料を所持しておらず、また、オンライン記録によると、昭和 41 年 9 月 5 日に A 社の被保険者となった者で B 事業所から異動となった者は請求者以外にいなかったため、請求者と同質性の高い元同僚から請求期間当時の状況を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。